

令和 5 年 5 月 20 日
(一社) iTECS 技術協会資格認証委員会

令和 6 年度 iTECS 技術認証資格者 (レベルⅢ)

新規資格認証試験のご案内

1. 資格認証制度について

iTECS 技術協会では、平成 16 年の発足以来、令和 6 年 3 月 31 日までに実施した講習会において、約 800 名の講習修了者に修了証を発行しております。

また、建設分野における非破壊試験法に対する期待が高まるにつれ、国土交通省が実施する、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」に限らず、本来の技術の機能である内部欠陥探査や、構造物の健全性診断の場面でも多く技術が用いられている状況にあります。

この状況を踏まえ、iTECS 技術協会、資格認証委員会では測定技術者の専門的知識や技量について、客観的な評価基準を制定し、認証することによって、測定技術者の技術レベルを一定にし、「調査結果の信頼性の向上」という社会的な要請に応えることを目的としております。

2. 試験の種類と試験内容

iTECS 技術認証資格者 (レベルⅢ) 新規試験
記述式筆記試験

3. 試験日と受験地

試験日：令和 6 年 6 月 23 日 (日)

時 間：13:00～16:00 (予定)

受験地：

①東京会場：リック (株) 様会議室 (東京都港区)

②札幌会場：調整中 (JR 札幌駅付近の貸会議室)

③熊本会場：(株) 大進コンサルタント様会議室 (熊本市東区)

※詳細は受験票に記載して郵送いたします。

4. 受験資格

iTECS 技術レベルⅡ 認証資格者

5. 受験申込

iTECS 技術協会のウェブサイト (<https://www.itecs.or.jp/>) の申し込みフォームより受験申込をお願いします。

申込期限は **2024年6月10日** までとします。また、各会場の定員（20名）に達し次第、申込みを締切ります。

6. 受験料

受験のお申し込みが受理された後、受験料請求書をお送りしますので、指定期日までに必ずお振込みください。期日までにご入金がない場合は受験できないことがありますのでご了承ください。また、受験料はいかなる場合でも返金いたしません。

会員 25,000 円/人, 非会員 40,000 円/人 *振込手数料につきましては各自でご負担ください。

7. 携帯品等

- ・試験には、受験票と筆記用具及び関数電卓を携帯してください。
- ・試験時間中の携帯電話、タブレット端末等の使用は禁止します。

8. その他

- ①受験申込受理のご連絡につきましては、受験費用請求書の発送をもって代えさせていただきます。
- ②受験費用請求書が申請後7日を過ぎても届かない場合、また、合否結果通知が通知予定日後1週間を経過しても届かない場合には、事務局へ確認をしてください。
- ③受験票が届きましたら、記載内容を必ずご確認ください。申請したものと違っている場合は事務局へお申し出ください。
- ④台風、地震、その他社会情勢等により、試験を中止・延期する場合があります。
- ⑤試験結果に対する問い合わせには応じられません。
- ⑥証明書類等の再交付は有料となりますので、紛失しないようご注意ください。

9. 問い合わせ先

〒300-2635

茨城県つくば市東光台 1-6-6

(一社) iTECS 技術協会 資格認証委員会

[TEL:029-847-1861](tel:029-847-1861) FAX : 029-848-1096

E-mail : info@itecs.or.jp

10. 新規試験内容

新規試験は下記のレベルⅢ認証資格者の技術水準について、特に(2), (3), (6)項についての設問に対し、1800字程度（答案用紙(24字×25字)3枚）で記述していただきます。

試験時間は180分とします。

～～iTECS レベルⅢ認証資格者技術水準～～

コンクリートの非破壊試験法に精通し、特に iTECS 技術を用いた高度な能力を有し以下の職務を遂行できるもの。

- (1) iTECS 法測定装置と測定従事者についての管理及び責任
- (2) iTECS 法 (or) iTECS 技術を用いた調査計画の立案及び調査結果の評価
- (3) iTECS 法規格、NDIS 等の規格類の解釈
- (4) レベル I、レベル II 資格認証試験の管理（問題作成、採点等）
- (5) レベル I 及びレベル II 技術者の職務の実施及び監督
- (6) 規格が示す適用範囲外の事象に対し、合理的な測定方法の提案，判定基準の構築ができるように、対象となる材料、施工技術、構造形式や統計について実用的な基礎知識を有する。
- (7) 他のコンクリート構造物の非破壊試験方法に関する一般的な知識
- (8) レベル I 及びレベル II 技術者の訓練及び指導

以上